

仕様書

1. 件名

東京都伝統工芸士展にかかる会場装飾施工等業務委託について

2. 事業目的

本展示会は、(公財)東京都中小企業振興公社と、東京都が認定した東京都伝統工芸士が組織する東京都伝統工芸士会が共同で開催するもので、広く都民に東京の伝統工芸品を普及啓発する機会として、東京都伝統工芸士と会話し、その製品に触れ合う場を創出することなどを通じて知名度を高め、伝統工芸品産業の活性化を図ることを目的とする。

3. ターゲットとなる来場者

東京都の伝統工芸品を学習する小学 4 年生を中心に、夏休みの自由研究課題を終わらせるために東京都伝統工芸品のワークショップを目的に来場する、小学生の子どもを持つ家族連れ

4. 施工日・施工場所

(1) 施工日

設営：令和元年 8 月 8 日（木） 午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分

撤去：令和元年 8 月 10 日（土） 午後 5 時 00 分から午後 8 時 00 分

(2) 施工場所

〒111-0033

東京都台東区花川戸 2-6-5

東京都立産業貿易センター台東館 4 階展示室（全室）

5. 委託業務内容

(1) 展示会場図面作成等業務

①各出展ブースで使用する什器類・電源（別紙 1）に基づき、東京都立産業貿易センター台東館 4 階展示室平面図（別紙 2）を基に、体験 21 ブース、展示・実演 20 ブースその他共用部分等を含む会場図面を、CAD により作成すること。

②会場図面は、契約確定日の翌日から 5 営業日以内に PDF データで案を会社に提出すること

③各出展ブースで使用する電源（別紙 1）に基づき、電気利用届出書及び付帯書類一式（別紙 3）を作成すること

④③の書類は、令和元年 7 月 24 日（水）までに、会社に提出すること

⑤通路幅など、東京都立産業貿易センター台東館の利用規約（別紙 4）を遵守すること

- ⑥上記事業目的・ターゲットとなる来場者を考慮して作成すること
- ⑦出展ブースとは別に、入口付近に総合受付・会計用のブース、東京手仕事展示ブース、アンケート記入・回収場所、自由研究資料配布スペースを設置すること
- ⑧会社からの指示により、適宜修正を行うこと
- ⑨その他、作成したデータ類は、会社の指定するファイル形式で提出すること

(2) 展示会場設営業務

- ①各出展ブースで使用する什器類（別紙1）を手配すること。ただし、東京都立産業貿易センター台東館備品（展示台・商談机（大）・商談机（小）・椅子）は除く。
- ②（1）で作成した会場図面等に基づき、施工を行うこと。
- ③全ての体験ブースおよび共通部分29カ所にポップスタンドを配置して、ブース番号・工芸品名等の記載されたサインを吊り下げること
- ④②のうち東京手仕事ブースについては、テーブル天板部を白布で覆い、脚部をDIC-2425、CMYK：C70+M80+Y10の色に近い紫布で覆うこと
- ⑤全ての展示・実演ブース20カ所に、ブース番号・工芸品名等の記載された自立式サインを設置すること
- ⑥製作体験の価格表・会場見取り図を作成し、A1サイズのパネルを1枚作成して、会場内に掲示すること
- ⑦⑥で作成した価格表・会場見取り図を、A4サイズ両面1枚で印刷できるデータを作成し、令和元年7月31日までにPDF・AIデータで納品すること
- ⑧設営工事の際に出た廃棄物等は処理し、清掃をすること
- ⑨設営業務を行うにあたり、「ディーゼル車規制適合車」により配送すること
- ⑩その他、東京都立産業貿易センター台東館の利用規則（別紙4）を遵守すること

(3) 会場撤去業務

- ①造作物撤去及び会場内の廃棄処理、資材・備品搬出、清掃等を行い原状復帰させること
- ②撤去業務を行うにあたり、「ディーゼル車規制適合車」により配送すること
- ③その他、東京都立産業貿易センター台東館の利用規則（別紙4）を遵守すること

6. 応募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 東京都における平成31・32年度（2019・2020年度）物品買入れ等競争入札参加資格者であり、「営業種目120 催事関係業務」に登録があること
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと

7. 契約期間

契約確定日の翌日から令和元年8月10日まで

8. 履行場所

公社が指定する場所

9. 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務（仕様内容）に関して、受託者が作成、収集したすべての成果物（最終成果物だけでなく製作途中の素材等も全て含む）の所有権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、公社に帰属する。又、受託者は全ての成果物に関し、公社及び公社が許諾した第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

10. 再委託の取扱い

この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11. 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報又は公衆の知ることとなる情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、「個人情報に関する特記事項」（別紙5参照）を遵守すること

12. 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項（別紙6参照）に定めるところによる。

13. 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

14. 契約情報の公表

公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」

に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

15. 支払い方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内に指定口座に払い込むものとする。

16. その他

(1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。

(2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

17. 担当

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社
東京都伝統工芸士展担当

〒125-0062 東京都葛飾区青戸7-2-5

電話：03-5680-4631 FAX：03-5680-0710